

あわぎんビジネスポータル利用規定

第1章 総則・共通事項

1. 【本規定の適用】

本規定は、契約者と株式会社阿波銀行(以下「当行」といいます)の間でインターネットに接続可能なパーソナルコンピュータ(以下「パソコン」といいます)、またはスマートフォン等を利用して、2項に定めるサービスをおこなうことができる「あわぎんビジネスポータル」(以下「本サービス」といいます)の利用に関して定めたものです。本サービスの提供に際しては、当行と契約者との間に以下の規定が適用されるものとします。

2. 【サービス内容】

(1) 基本サービスと個別サービス

- ① 本サービスにて提供するサービス内容には基本サービスと個別サービスがあります。この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- ② 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

(2) 基本サービス

本サービスを申し込むことにより、当行から無償で提供されます。サービスの内容は以下のとおりです。なお、基本サービスを經由して個別に申込するサービスに規定が定められている場合は、本規定の承諾に加えて当該規定の承諾が必要となります。また、当該サービスの規定に定められた手数料の支払いが必要になる場合があります。

- ① ビジネスダッシュボード
- ② 法人Web受付
- ③ あわぎんビジネスチャット
- ④ 外部連携サービス

(3) 個別サービス

本規定を承諾のうえ、個別サービス毎の規定(以下「個別サービス規定」といいます)に基づいて当行により提供されるサービスです。個別サービスを利用する際は、個別サービス規定を承諾のうえ、別途個別サービスについて当行所定の申込が必要となります。また、当該サービスの規定に定められた手数料の支払いが必要になる場合があります。

(4) サービス内容の詳細

本サービスの詳細(技術的事項を含みます)につきましては、本サービスのウェブサイト等に掲載

いたしますので、内容をよくご確認ください。

3. 【利用申し込み】

(1) 利用申込者

本サービスは、当行に普通預金口座または当座預金口座を持つ法人および個人事業主の方が利用できます。ただし、外国為替および外国貿易法 第6条第1項第6号に定める非居住者の方を除きます。

(2) 利用申し込み

本サービスの利用を希望する場合は、当行所定の利用申込書の提出により申込手続きをおこなうものとします。当行が申し込みを適当と判断し、承諾した場合に、本サービスの利用契約(以下「本契約」といいます)が成立するものとします。

4. 【契約者の利用者設定】

(1) 利用者の指定、操作権限の設定

契約者は、パソコンにより本サービスの全部または一部の取引をおこなう者として次の利用者を指定し、利用者別に操作権限を設定します。

① マスターユーザ

契約者を代表する利用者として、契約者がマスターユーザを登録します。マスターユーザは1名のみ登録可能で初回のログインID取得をおこなうとともに、全ての取引をおこなうことができます。また、自身を含む全ての利用者を管理することができます。

② 管理者ユーザ

管理者権限を有する利用者としてマスターユーザが管理者ユーザを登録します。

③ 一般ユーザ

管理者権限を有しない利用者としてマスターユーザまたは管理者ユーザが一般ユーザを登録します。

(2) 電子メールアドレスの登録

すべての利用者は、本サービスの利用にあたり電子メールアドレスの登録が必要です。

(3) 契約者の責任負担

契約者は利用者の行為を監督し本規定を遵守させるとともに、利用者がおこなった行為に基づく一切の責任は契約者が負うものとします。

5. 【動作環境】

(1) 利用環境の準備、維持

契約者は、当行で推奨するオペレーティングシステムやブラウザを確認のうえ、契約者の負担および責任において本サービスの利用に適したパソコンまたはスマートフォン等の動作環境を準備し維持するものとします。

(2) 利用にあたっての費用負担

本サービスの利用にあたり必要となる通信料金、インターネット接続料金、パソコン、スマートフォン等、その他機器等の導入費用等については、契約者が負担するものとします。

6. 【サービス利用口座】

契約者は、本サービスで利用する預金口座(以下「サービス利用口座」といいます)を当行所定の方法により当行に届け出ることとします。

7. 【サービス利用可能日・利用可能時間】

本サービスの利用可能日、利用可能時間は、いずれも当行所定の日・時間帯とします。

回線障害、回線工事、システムの維持、安全性の維持、その他必要な事由がある場合は、利用可能時間内であっても契約者に予告することなく、当行は本サービスの全部または一部を一時停止または中止することがあります。

8. 【本人確認】

(1) 認証方式(ログイン方法)

本サービスを利用する際の認証方法(ログイン方法)は、ログインIDおよびログインパスワードにより契約者であることを確認する「ID認証方式」となります。

(2) 初回利用登録

- ①当行は契約者の届け出住所あてに「あわぎんビジネスポータルご利用開始のお知らせ」を送付し「仮確認用パスワード」を通知します。なお、外為Webサービスを利用中の契約者は、本初回利用登録は不要です。
- ②マスターユーザは、利用申込書に記載した「申込代表口座」と「初回ログインパスワード」、当行から通知した「仮確認用パスワード」を、当行所定の方法でパソコンに入力し送信します。
- ③②で入力・送信された情報と当行で保有している契約者の登録情報の一致を確認した場合は、当行は契約者とみなしますので、続けて「利用者名」、「メールアドレス」、「ログインID」、「ログインパスワード」、「確認用パスワード」が登録できます。

(3) 本人確認・取引意思の確認

- ① 当行は受信した「ログインID」、「ログインパスワード」、「確認用パスワード」(以下、総称して「本人確認情報」といいます)により本人確認をおこないます。
- ② 当行所定の方法により送信された本人確認情報と、契約者が当行に事前に登録または届け出た本人確認情報との一致を当行が確認した場合、当行は次の事項を確認できたものとして取り扱います。
 - a 本サービスの利用依頼が契約者の意思による有効な申し込みであること。
 - b 当行が受信した処理依頼内容が真正なものであること。

(4) 本人確認情報の利用に関する留意事項

- ① 本人確認情報の厳重な管理

本人確認情報は、第三者に知られたり盗まれたりしないよう契約者本人の責任において厳重に管理することとします。なお、当行役職員がこれらの内容を契約者にお尋ねすることはありません。

② 本人確認情報の漏洩等の届け出

a 本人確認情報を第三者に知られたり盗まれたりした場合、またはそのおそれがある場合は、契約者は当行所定の時間内に当行所定の書面により届け出ることとします。

b 上記の届け出に基づき、当行は遅滞なく本サービスの利用を停止します。この場合、当行が本サービスの利用を停止する前に当行が依頼を受け付けた取引により契約者に生じた損害については、当行の過失によるものでない限り当行は責任を負いません。

③ 連続誤入力による利用停止

契約者、利用者が誤った本人確認情報の入力・送信を、当行所定の回数以上連続しておこなった場合は、当行は安全のため本サービスの利用を停止します。この場合契約者は、前号に準じてパスワードの再発行の手続き等、当行所定の手続きをおこなうこととします。

④ 本人確認情報の定期的な変更

安全性を高めるため、契約者は本人確認情報を定期的に変更することとします。

9. 【電子メール】

(1) 電子メールアドレスの登録

本サービスの利用開始にあたり、契約者はあらかじめインターネットを介してパソコンにより当行センターにサービス利用登録をおこなうこととし、その際、ユーザ名と利用者の電子メール(Eメール)アドレスを当行センターに登録することとします(当行センターに登録した電子メールアドレスを以下「登録アドレス」といいます)。

(2) 電子メールの利用

① 当行は取引依頼の受付結果やその他の告知を登録アドレスあてに送信します。

② 登録アドレスを変更する場合は、利用者がサービス画面から変更登録をおこなうこととします。

(3) 電子メールの利用に関する留意事項

当行が登録アドレスあてに送信した電子メールについて、通信障害その他の理由による未着・延着が発生した場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

10. 【届出事項の変更】

(1) 変更の届け出

契約者は、印章、名称、商号、代表者、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合は、直ちに当行所定の方法により当行へ届け出ることとします。

(2) 通知等の未着・延着

前項に定める届出事項の変更の届け出がなかった等、契約者の責めに帰すべき事由により、当行

からの通知または送付する書類等の未着・延着が発生した場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

1 1. 【禁止行為】

(1) 譲渡、質入れ

契約者は理由の如何を問わず、本契約における権利を譲渡・質入れすることはできません。

(2) 不適當・不適切な行為

契約者は、次の行為をしないこととします。

- ① 公序良俗に反する行為
- ② 犯罪に結びつく行為
- ③ 法令に反する行為
- ④ 本サービスの運営を妨げる行為
- ⑤ 当行の信用を毀損する行為
- ⑥ その他、当行が不適當・不適切と判断する行為

1 2. 【解約・一時停止等】

(1) 契約者からの解約

契約者は、当行所定の書面を提出することによりいつでも解約申し出ができます。なお、当行の解約手続きが終了するまでの期間は、本サービスが一部利用可能な場合があります。

(2) 当行の判断によるサービスの一時停止または解約

当行は、契約者が当行に対する債務を支払わない場合、その他契約者・当行間相互の信頼関係に疑義が生じる事由が発生したと認められる場合、契約者に事前に通知することなく本サービスの利用を一時停止し、または本契約の全部または一部を解約することがあります。

(3) 契約の終了

以下の事由がひとつでも生じた場合は、本契約は終了するものとします。

- ① 契約期間が満了したとき
- ② 前2項により契約が解約されたとき
- ③ サービス利用口座が解約されたとき
- ④ 契約者に相続が開始したとき
- ⑤ 住所変更の届け出を怠るなどの契約者の責めに帰すべき事由によって、当行に契約者の所在が不明となったとき

(4) 処理の中止

本契約が終了した場合、その時点までに処理が完了していない依頼について、当行はその処理を継続する義務を負いません。

1 3. 【免責事項等】

(1) 本人確認

相当の注意をもって第1章8条に定める本人確認をおこなったうえは、パソコン、スマートフォン等、本人確認情報について偽造・変造・盗用・不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

(2) 免責事由

以下の事由に起因して契約者に損害が生じても、当行は責任を負いません。

- ① 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき
- ② 当行または金融機関の共同利用システムの運営体が相当の安全措置を講じたにもかかわらず、電子機器、通信機器、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき
- ③ 当行以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき

(3) 通信手段等の障害等

通信機器、専用電話回線、公衆電話回線、インターネットおよびコンピュータ等の障害等、当行の責によらない事由により、本サービスを利用不能となっても、当行は責任を負いません。

(4) 通信経路における取引情報の漏洩等

公衆電話回線、専用電話回線、インターネット等の通信経路において盗聴・不正アクセス等、当行の責によらない事由により本人確認情報、取引情報等が漏洩しても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

(5) 郵送上の事故

当行が「仮確認用パスワード」または「仮ログインパスワード」を発行のうえ契約者に通知する際に、郵送上の事故等当行の責によらない事由により、第三者が当該IDを知ったとしても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

(6) 印鑑照合

契約者が届け出た利用申込書等に使用された印影を、当行が預金取引の開始にあたって届け出を受けた印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて処理をおこなったうえは、印章またはそれらの書面につき偽造・変造・盗用その他事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

14. 【取引内容の確認】

契約者と当行の間で取引内容について疑義が生じた場合には、当行が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取り扱います。

15. 【関係規定の適用・準用】

本規定に定めのない事項については、当行所定の普通預金規定、当座勘定規定等の定めにより取り扱います。また、これらの規定と本規定との間に齟齬がある場合には、本規定を優先して適用するものとします。

16. 【規定の変更】

(1) 規定の変更

当行は本規定を変更する場合は、当行ホームページの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。規程の変更は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

(2) 規定の変更の承諾

当行は、本規定を変更した日以降(以下「変更日」といいます)は、変更後の規定により本サービスを提供します。本規定の変更日以降に契約者が本サービスを利用した場合、当行は変更後の利用規定が異議なく承諾されたものとみなします。

17. 【準拠法と管轄】

本規定は日本法に準拠し、日本法にもとづき解釈されるものとします。本規定に基づく諸取引に関して紛争が生じた場合には、当行の本店または取引店を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

第2章 ビジネスダッシュボード

1. 【サービスの内容】

経営に役立つおすすめ情報や阿波銀行からのお知らせ、当行および提携事業者が提供する各種サービスへのリンクを掲載します。

2. 【お知らせ機能】

(1) お知らせ機能とは

- ① 「お知らせ機能」とは、本サービス画面上に表示する「メンテナンス情報」および「あなたへのメッセージ」「あなたへのおすすめ」「経営のヒント」をいいます。
- ② 当行は当行から契約者および利用者への通知やその他の連絡を、当行が別途指定した場合を除き、お知らせ機能により行います。
- ③ 当行は、当行または当行以外の法人もしくは個人事業主（以下「出稿者」といいます）が提供する各種クーポンや商品・サービス等を含む情報提供をお知らせ機能により行います。

(2) 留意事項

- ① お知らせ機能により通知する情報には、当行以外の外部のインターネットサイトへのリンクを行う場合があります。その際、契約者および利用者は自己の責任と判断において利用するものとします。
- ② お知らせ機能による通知の内容を第三者が知得したことにより契約者および利用者に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- ③ お知らせ機能による通知について、通信障害その他の理由による未着・延着が発生した場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

お知らせ機能による情報については、その真正性や同一性を当行が保証するものではありません。また、情報の利用にあたっては、契約者および利用者の判断において利用するものとし、それにより生じた損害について当行は責任を負いません。

第3章 法人WEB受付

1. 【サービスの内容】

契約者がインターネット上で当行への各種届出・申込(以下「申込」といいます)をすることができるサービスをいいます。なお、個別に申込するサービスに規定が定められている場合は、本規定の承諾に加えて当該規定の承諾が必要となります。

2. 【利用手数料】

法人WEB受付の利用にあたって料金は発生しません。なお、個別に申込するサービスを利用するにあたっては、当該サービスの規定に定められた手数料の支払いが必要になる場合があります。

3. 【申込の効力】

当行が申込を受け付け、当行所定の手続きが完了した時点で申込にかかる事項の効力が発生するものとします。なお、申込がなされた場合であっても、当行の判断により申込の全部または一部を承諾せず、当該申込にかかる事項の効力が発生しないことがあります。

この場合、契約者は当行の判断について何ら異議を述べないものとします。

4. 【申込の有効性】

申込が当行所定の方法によりなされた場合、当行は契約者の正当な権限者により有効に当該申込がなされたものとみなします。その場合、契約者は当該申込後におこなわれた一切の取引についてその責任を負うものとし、万一これによって契約者に損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。

5. 【必要書類等の提出】

受付内容により、別途正式な申込書等が必要な場合は、契約者は当該申込書の提出や必要書類の提出をおこなうものとします。

第4章 あわぎんビジネスチャット

1. 【サービス内容】

契約者がインターネット上で当行担当者とチャットやファイルの送受信ができるサービスをいたします。あわぎんビジネスチャットはあわぎんビジネスポータルの標準機能ですので、お申し込みは不要です。

2. 【利用手数料】

あわぎんビジネスチャットの利用にあたって追加料金は発生しません。

3. 【サービスの利用】

マスターユーザは設定なしで利用できます。管理者ユーザおよび一般ユーザはマスターユーザまたは管理者ユーザの操作により利用権限を付与することにより、利用できます。

4. 【サービスの休止】

当行はシステムの維持、安全性の維持、その他必要な事由がある場合は、本規定に基づくサービスを休止することができます。この休止の時期および内容については、当行のホームページその他の方法によりお知らせします。

5. 【禁止事項】

チャットを利用した、他人の権利の侵害、公序良俗に反する記載、その他当行が不適當・不適切と認める記載を禁止します。禁止事項に該当する場合、当行は機能の利用停止を行えるものとします。

6. 【免責事項】

契約者のチャットを利用した資料の誤送信、情報の誤送信などによって損失等が発生しても、当行は一切の責任を負いません。

第5章 外部連携サービス

1. 【外部連携サービスの内容】

(1)外部連携サービスとは

契約者は、当行が契約を締結した外部企業(以下「接続事業者」といいます)との間で契約を締結することにより、接続事業者が提供する外部連携サービスを利用することができます。外部連携サービスの対象となる機能は、当行ウェブサイトに掲げる機能とします。なお、契約者が契約を締結する接続事業者によって外部連携サービスのうち一部を利用できないことがあります。

(2)接続事業者との契約

契約者が外部連携サービスを利用するにあたり、接続事業者と契約することが必要となります。接続事業者との契約は契約者ご自身の責任においておこなうものとします。

(3)各規定の適用

外部連携サービスを利用した当行のサービスには、当行が定める普通預金取引規定等の関係する各規定が適用されます。

2. 【利用手数料】

外部連携サービスの利用にあたって料金は発生しません。なお、接続事業者が提供するサービスを利用するにあたっては、接続事業者に対して料金の支払いが必要になる場合があります。

3. 【外部連携サービスの利用】

(1)外部連携サービスの利用開始

外部連携サービスの利用開始にあたっては、パソコンまたはスマートフォン等により接続事業者が提供するサービス経由で本規定に定める本人確認を受け、接続事業者ごとに利用登録をおこなう必要があります。また、利用から一定期間を超えた場合には、再度本人確認および利用登録が必要になる場合があります。

(2)本人確認

前項の利用登録完了後は、接続事業者が提供するサービスの認証情報をもって本人確認をおこなうこととし、当行は当該本人確認をもって、契約者の情報を接続事業者と連携することについて、契約者の指示があったものとみなします。

本人確認をおこなったうえで取引をした場合、接続事業者が提供するサービスの認証情報につき不正使用その他の事故があっても当行は当該取引を有効なものとして取り扱うものとし、万一これによって契約者に損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。

接続事業者が提供するサービスの認証情報は、契約者の責任で厳重に管理し、他人に知らせず、紛失・盗難に遭わないよう十分注意するものとします。

(3)セキュリティレベル

契約者は、接続事業者が提供するサービス経由で外部連携サービスを利用する場合、当該接続事

業者のセキュリティレベルでの利用となることを了承します。

(4)情報開示

外部連携サービスの利用にあたり、以下の各号に該当する事象が発生した場合は、当行は、接続事業者と連携して情報収集にあたるため、必要に応じ、口座情報およびその他の契約者の情報(金融 E D I 情報を含む)を接続事業者に対し開示することができるものとします。

- ① 契約者の情報が流出・漏洩した場合、またはそのおそれがある場合
- ② 不正利用が発生した場合、またはそのおそれがある場合

当行が接続事業者に開示した情報は、接続事業者によって管理されるものとし、接続事業者による管理不十分、使用上の過誤、不正使用等により発生した損害または損失について当行は責任を負いません。

(5)各種リスク

外部連携サービスの利用にともない、以下に該当する事象によって契約者に損害が生じるリスクがあります。契約者は、かかるリスクを十分に理解し、同意したうえで、外部連携サービスを利用するものとします。

- ① 接続事業者が提供するサービスの利用に必要となる認証情報等が流出、漏洩もしくは偽造され、接続事業者もしくは当行のシステムが不正にアクセスされ、または接続事業者のシステム障害等により、契約者の情報の流出等が生じる場合
- ② 接続事業者の責めに帰すべき事由(内部役職員の不正行為、システム管理の不備、利用者保護態勢の不備等を含みますが、これらに限られません)により接続事業者のサービス機能停止や契約者情報の流出等が生じる場合

4. 【外部連携サービスの変更・取り止め】

外部連携サービスの変更・取り止めは、接続事業者が定める所定の方法により申し込むものとします。

変更・取り止めのために契約者に発生した損害について、当行は責任を負いません。

5. 【提供情報】

外部連携サービスで提供される情報は、契約者の照会操作時点で当行のシステム上提供可能なものに限られ、必ずしも最新の情報あるいはすべての情報を反映したものとは限りません。

6. 【免責事項】

当行は、外部連携サービスに関し、接続事業者が提供するサービスとの連携が常時適切におこなわれること、契約者の利用目的に適合すること、連携結果が正確性、適格性、信頼性、適時性を有すること、接続事業者のシステム管理態勢その他のセキュリティレベル、顧客保護態勢、信用性等が十分であること、第三者の権利を侵害していないことの保証をおこなうものではありません。

接続事業者の提供するサービスについては、接続事業者が契約者との間で締結した当該サービスに関する利用規定に従い、接続事業者が責任を負います。接続事業者の提供するサービスに起因して契約者に発生したすべての損害について、当行は責任を負いません。外部連携サービスに関する技術

上の理由、当行の業務上の理由、セキュリティ、保守その他の理由により、契約者に事前に通知することなく、外部連携サービスの全部または一部が一時的に制限、停止されることがあります。これらに起因して契約者に発生した損害について、当行は責任を負いません。

7. 【サービスの休止】

当行は、システムの定期的な保守点検、安全性の維持・向上、その他必要な事由がある場合は、外部連携サービスを休止することができるものとします。また、この休止の時期・内容等に関する契約者への告知については、当行の定める方法によることとします。

8. 【サービスの廃止】

当行は、外部連携サービスの全部または一部について、契約者に通知することなく廃止する場合があります。また、外部連携サービス廃止時には、本規定を変更する場合があります。

2025年5月19日 制定